

イベント

郷土資料館
中世文書の世界〜安養寺文書〜

古江見の安養寺に伝わる、室町期以前からの安養寺文書（市指定文化財）をスポット展示します。

期間 7月1日（木）～7月20日（火）
場所 郷土資料館 第1展示室
申・問 文化福祉センター（水曜休館）
Tel 82-3222-1

イベント・事業中止のお知らせ

◆令和3年度 紀文まつり

紀文まつり実行委員会では、開催に向け協議を重ねましたが、本年も中止の判断となりました。再開の際は、皆様のご協力をお願い申し上げます。

問 紀文まつり実行委員会
Tel 22-3624

◆ジュニアリーダー研修会

問 生涯学習課 Tel 22-3761

◆有田市消防フェスティバル2021

問 消防本部 Tel 83-0119

募集

健康推進員養成講習会

健康なまちづくりをめざし、行政と市民をつなぐ健康推進員を募集しています。養成講座を終了後に、健康づくり活動や健康教室に参加していただきます。そしてご自身が得た知識や経験、健診の大切さをご家族や地域住民に伝

えることで、市全体の健康意識向上をめざします。

要件 養成講習会を修了する必要があります。任期は2年となります。

養成講習会

日程 ①8月17日（火）②9月6日（月）
③④のどちらかでお受けください

時間 13時10分～16時30分

場所 有田振興局3階 大会議室

申込み 7月30日（金）

申・問 保健センター Tel 82-3223

第16回有田市文芸大会 作品募集

応募資格 市内在住・在学・在勤の方
市内の文芸サークルに所属する方

部門 小学生（俳句の部、短歌の部）、中学生（俳句の部、短歌の部）、一般（俳句の部、短歌の部）

※高校生以上は一般の部とします。
募集期間 7月1日（木）～11月30日（火）

応募要領

・小学生、中学生の部は1人1作品。一般の部は1人2作品以内。（1人につき俳句と短歌のそれぞれに応募可。両方応募の場合はそれぞれ応募用紙を作成すること）

・題は自由。

・未発表のオリジナルの作品に限る。

・応募用紙やハガキ等に、部門・作品・住所・氏名・電話番号を必ず記入のうえ事務局まで持参、郵送、またはFAXで応募してください。

※記入漏れがあると受付できません。

賞 各部最優秀賞1点、優秀賞数点

佳作数点（賞状と記念品を授与）

※二重投稿、同一作品、酷似作品が判

明した場合は、賞を取り消すことがあります。

申・問 文化福祉センター（水曜休館）
Tel 82-3222-1 FAX 82-3331-1

紀の国わかやま文化祭2021 川柳の祭典「事前投句」募集

「川柳の祭典」11月14日（日）
事前投句の課題「荒い」「パンダ」「揃い」「みかん」

申込み 7月31日（土）まで

参加費 1,000円

申・問 文化福祉センター（水曜休館）
Tel 82-3222-1



各種目自衛官の募集

募集種目

自衛官候補生、航空学生

防衛大学校学生 など

問 自衛隊和歌山地方協力本部
有田募集案内所 Tel 82-6633-1



和歌山県警察官

職種・受験資格

第2回警察官A

平成元年4月2日以降に生まれた方で、大学（短期大学を除く）を卒業、または令和4年3月末までに卒業見込みの方

警察官B

平成元年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた方で、「第2回警察官A」の受験資格に該当しない方

試験期日 9月19日（日）

受付期間 7月1日（木）～8月20日（金）

場所 和歌山市、田辺市

有田警察署 Tel 83-0110



Hospital Topics ~有田市立病院~

小児科 夜間および土日祝日の対応

お子さまの急病時に相談ください。

夜間 7月9日（金）16日（金）25日（日）
17時15分～翌8時30分

土日祝 7月10日（土）22日（木・祝）
8月30分～17時15分

※来院前に電話にてご連絡ください。

※変更時は、市立病院ホームページにてお知らせします。

病児保育室「わんわん」のご案内

病児保育室では、入院を必要としない程度の病状で、病気の急性期から回復期にあり、家庭での看護や集団での保育が困難なお子様を一時的にお預かりします。

令和3年度より、有田市内在住の方（生後6ヶ月以上小学6年生まで）の利用料金が無料になりました。

※利用に際しては、事前にご連絡をお願いいたします。

問 保育室直通 Tel 23-8051

市立病院で一緒に働きますか？

「薬剤師」

「放射線技師」

「ナースエイド」

※業務内容、応募資格等、詳細につきましては市立病院ホームページで確認ください。また、「不明点はお気軽にお問い合わせください。」

問 庶務係

申・問 市立病院 Tel 82-2151

浄化槽の適正な管理を！

浄化槽は適正な管理をしないと、故障や臭いの原因となるおそれがあります。

浄化槽を使用している方または設置した方には、浄化槽法により浄化槽の維持管理として次の3つが義務づけられていますので、必ず実施してください。

<p>①保守点検（家庭の場合は年3、4回）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機器類の調整、修繕 ・消毒剤の補充等 ・県の登録を受けた業者へ依頼 	
<p>②清掃（年1回以上）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・汚泥の引抜 ・機器類の洗浄 ・市の許可を受けた業者へ依頼 	
<p>③法定検査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保守点検と清掃の実施状況を確認 ・水質検査により浄化槽が正常に機能しているかを確認 ・検査は2種類あり 7条検査（使用開始後3か月を経過した日から5か月以内） 11条検査（7条検査後毎年1回） ・県の指定検査機関へ依頼 公益社団法人和歌山県水質保全センター Tel 073-432-6433 	

問 生活環境課 Tel 22-3565

新型コロナウイルス感染症 誹謗中傷等は許しません!!

県では、誹謗中傷等が発生した場合、誹謗中傷等を行った人から聞き取りを実施し、昨年12月に施行した条例に基づき、誹謗中傷等を行わないことやインターネット上に投稿した情報を削除するよう指導し、従わない場合にはやめるよう勧告します。

誹謗中傷等は決して許されません。誹謗中傷等は名誉毀損罪や業務妨害罪などの刑事上の責任が問われ、懲役や罰金などの刑事罰が科される場合があるだけでなく、損害賠償を請求される場合もあり、被害者のみならず、誹謗中傷等を行った人自身の人生も変えてしまうことがあります。

不確かな情報や根拠のない噂に惑わされることなく、デマを流したり、誹謗中傷等を行ったりしないよう、人権に配慮した行動をお願いします。



コロナ差別相談ダイヤル
Tel 073-441-2563

～ひとりで悩まず、ご相談ください～

広告

広告